

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第1回本部員会議

次 第

日時 令和2年2月17日（月）

午後4時15分～

場所 別館9階 特別第1会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症防止対策について
- (2) 新型コロナウイルス感染症への各部局の対応状況について
- (3) 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針（案）について

新型コロナウイルス感染症防止対策

新型コロナウイルス感染症の県民への感染を防ぎ、健康被害や生活への影響を最小限に抑えることを目的として、以下の対策を講じる。

1 感染予防の徹底

- (1) 手洗い、咳エチケットなどの感染予防策の周知・啓発
- (2) 公共施設等への手指消毒液設置などの予防対策実施の呼びかけ
- (3) 高齢者や持病のある方は、重症化しやすいので、極力、人混みを避け、マスクの着用を心がけ

2 検査体制の強化

- (1) 医療機関に対して、検体検査を行なう新型コロナウイルス感染症疑い例の基準をあらためて周知徹底

3 医療体制の確保

- (1) 感染が疑われる方の相談
 - ・各保健所に設置した「帰国者・接触者相談センター」で実施
- (2) 感染が疑われる方の診療
 - ・「帰国者・接触者相談センター」からの紹介により、二次医療圏に設置した「帰国者・接触者外来」で診療実施
- (3) 感染確定又は入院が必要な場合
 - ・感染症指定医療機関で入院治療

4 適時・適切な情報の提供

- (1) 報道提供やホームページ等を活用した、患者発生状況等の情報提供
- (2) 感染が疑われる方は「帰国者・接触者相談センター」に相談することを周知
- (3) 一般的な相談については、疾病対策課及び保健所に設置した相談ダイヤルで対応することを周知

新型コロナウイルス感染症に係る各部署の対応状況一覧表

		対応が必要な項目	短期・中長期の各種対応	備考
1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施	感染患者発生に備えた対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染予防の徹底 ○ 検査体制の強化 ○ 医療体制の確保 ○ 適時・適切な情報の提供 ○ 暮らし・環境部所管公共施設における感染予防の徹底 	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、咳エチケットなどの周知・啓発 ・公共施設等での対策呼びかけ ・高齢者や持病のある方へのマスクの着用等の呼びかけ ○ 検査体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に対して、検体検査を行う新型コロナウイルス感染症疑い例の基準の周知徹底 ○ 医療体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・感染が疑われる方の相談受付(帰国者・接触者相談センター(2/10～)) ・帰国者・接触者相談センターを通じて感染が疑われる方の診療(帰国者・接触者外来(2/10～)) ○ 適時・適切な情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・報道提供やホームページ等を活用した、正確かつ迅速な情報発信 ・一般県民向けの相談ダイヤルの設置(本庁・保健所(1/17～)) (疾病対策課) <p>(暮らし・環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暮らし・環境部所管公共施設における感染予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等での対策呼びかけ(男女共同参画センターあざれあ、森の家、バードピア浜北※) (消毒用アルコールの設置、手洗い方法のポスター掲示による周知・啓発、手すり、ドアノブなどの清掃) 	※県民の森は4月中旬まで閉園中
	感染拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内在住外国人への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・県内在住外国人が詳細な情報を入手する手段が必要 ○ 県内水道事業者に対する周知 ○ クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の感染患者への対応 ○ 医療関係機関間の情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報の入手、伝達が必要 ○ 県内の検査機関の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・検査機関の拡充が必要(当初国の機関のみ) 	<p>(暮らし・環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内在住外国人への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・県内在住外国人に対する、Facebookを通じた情報発信(多文化共生課) ※対応言語・・・英語、フィリピン語、ポルトガル語 ※内容・・・対策の徹底と相談方法(「かめりあ」の活用方法含む)、情報収集方法(NHKWORLD)の案内 ○ 県内水道事業者に対する周知 <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者等に対して、厚生労働省からの以下の事務連絡について周知(水利用課) *新型コロナウイルスの影響により、水道水の供給に支障を生じることのないよう、職員をはじめとする、作業従事者の感染予防対策等に努める。 <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ クルーズ船の感染患者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省からの患者の県内医療機関受入れ要請に対する協力(医療機関との調整作業など) (以下 環境衛生科学研究所の健康福祉部ラインの取組) ○ 医療関係機関間の情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス検査に関する、国立感染症研究所、健康福祉部疾病対策課、県内保健所との連絡調整(環境衛生科学研究所) ○ 県内の検査機関の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・県内患者(政令市を除く)の検体に対するウイルス検査の実施(環境衛生科学研究所) (静岡市、浜松市は両市の衛生研究所が検査実施) 	R2. 1. 31～情報提供実施中 R2. 1. 31 厚生労働省事務連絡 1月16日から実施中 1月29日から検査実施

新型コロナウイルス感染症に係る各部署の対応状況一覧表

		対応が必要な項目	短期・中長期の各種対応	備考
		<p>○富士山静岡空港における水際対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（検疫、入管）による水際対策の徹底 <p>○富士山静岡空港における感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営権者を中心とした感染防止対策の徹底 <p>○観光関連施設における感染防止対策</p>	<p>（文化・観光部）</p> <p>○水際対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港関係者による会議の場で、国関係機関に水際対策の徹底を要請（空港管理課） ・サーモグラフィーで全ての入国旅客の発熱状況を確認、注意喚起ポスターを掲示（検疫） ・14日以内に中国湖北省又は浙江省に滞在歴がある外国人及び中国湖北省又は浙江省で発行された中国旅券を所持する外国人の入国拒否（入管） <p>○感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、消毒液による清掃（運営権者他） <p>○感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町、県観光協会、県旅行業協会、県ホテル旅館生活衛生同業者組合に対し、正しい最新情報の把握と、会員等への感染防止対策の周知を要請（観光交流局） ・県有の観光施設の入口等に消毒液を設置 	
		<p>○港湾における（検疫、入管）による水際対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水港・田子の浦港・御前崎港など県内港湾に外航船の入港がある。 ・各港の入港船舶の乗員・乗客、見学者、港湾労働者に対し、水際対策の徹底と感染予防対策の推進が必要となっている。 <p>○港湾における感染防止対策</p>	<p>（交通基盤部）（港湾企画課・港湾振興課）</p> <p>○水際対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者間の情報共有・連絡体制の構築のための会議を開催 ・ポスター掲示等による外国人への周知 ・クルーズ船の入港については国と連携し、個別に検討 <p>○感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾労働者へのマスク着用、うがい、手洗いの励行 	<p>クルーズ船の寄港キャンセル（県内港湾）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>2月</u> 5→0隻(-5) ・<u>3～12月</u> 68→42隻(-26) *2/17現在 <p>さらに、キャンセル拡大の可能性あり。</p>
影 2 響 の 県 把 内 握 の 社 会 必 要 な 経 済 活 動 の 検 討	経済	<p>○現地進出・県内企業への影響把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活動への影響等の把握 <p>○相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者向け経営相談等の窓口の設置、周知 <p>○金融支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営状況や資金繰りが悪化している中小企業者への金融支援 	<p>（経済産業部）</p> <p>○現地進出・県内企業への影響把握（企業立地推進課、産業政策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国湖北省及び浙江省進出企業の操業状況や駐在員の安全等について県内拠点に聞き取り調査実施中 ・中国への進出企業、中国企業と取引のある企業への影響調査を、関係団体と連携し実施中 <p>○相談窓口の設置（商工金融課、経営支援課、労働雇用政策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/29、中小企業庁により「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置（県内27か所） ・商工会議所、商工会等に対し管内事業者への影響の把握を依頼し、情報収集 ・融資・経営・雇用等に関する相談窓口（県、関係機関）を周知 <p>○金融支援の実施（商工金融課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2/12、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上減少、資金繰り悪化等の影響を受けている中小企業者に対し、融資要件を緩和した「新型コロナウイルス感染症対応枠」を設け、県制度融資による金融支援を実施 	

新型コロナウイルス感染症に係る各部局の対応状況一覧表

		対応が必要な項目	短期・中長期の各種対応	備考
経済	観光	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光業界の現状把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内観光業界への影響把握 ○ 観光業界の支援策の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国への要望（全国知事会への働きかけ） ・ 観光関係者への融資制度等の周知 ・ 一定の収束した段階における旅行需要喚起策 	<p>（文化・観光部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要望等把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内主要観光地の宿泊予約状況調査、県内旅行業者の旅行商品予約状況調査を継続し、キャンセル状況等を把握中（観光交流局、県観光協会） ○ 支援策の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国知事会の緊急提言に当たり、観光業への支援を盛り込むよう働きかけ（観光交流局） ・ 県経済産業部の所管する融資制度、厚労省が所管する雇用調整助成金の制度の周知等を今後実施（観光交流局） ・ 収束の動向、国の対応も踏まえ、アフターデスティネーションキャンペーンと連動した誘客促進策等を仕立て、適正な時期に対応（観光交流局） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 中国国内の状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国国内の感染者数は依然、増加している。 	<p>（知事直轄組織）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国国内の動向について中国駐在員事務所にて、現地情報の収集及び情報提供を行う。（地域外交課） <ul style="list-style-type: none"> ※ 浙江省へ派遣中の職員1人については、2月14日（金）帰国済み。 ※ 中国駐在員事務所職員2人については、帰国する方向で検討中。 ・ 県内保健所や民間企業から防護服やマスクの寄附を受け、友好提携先の浙江省へ支援物資として送付した。（地域外交課） 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空会社等からの情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山静岡空港の中国路線の欠航 	<p>（文化・観光部）</p> <p>中国路線に限らず、他の国際線を運航する航空会社の対応についても情報収集に努め、今後の動向を注視していく。（空港振興課）</p>	富士山静岡空港の中国路線について、各航空会社が、2/11～3/28までの全便欠航を決定
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からの情報収集 	<p>（文化・観光部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織委員会から情報収集しながら、対応状況を検討（オリンピック・パラリンピック推進課） 	東京オリパラ組織委員会が、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置（2月4日）
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民に対する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民に対して正確な情報を広く周知する必要がある。 ○ 部局間の情報共有・調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対応について、庁内関係部局間で情報共有・調整を行う必要がある。 	<p>（危機管理部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民に対する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部局と情報共有しながら、静岡県ホームページを随時更新し、県民に情報提供を実施 ○ 部局間の情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理連絡調整会議を随時開催し、新型コロナウイルス感染症対応等について情報共有を実施 ○ 対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事を本部長とする「静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全庁的な対応等を共有・徹底 	

新型コロナウイルス感染症に係る各部局の対応状況一覧表

		対応が必要な項目	短期・中長期の各種対応	備考
		<p>○ 就学の機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時的な帰国であっても就学の機会が確保されることが重要である。 <p>○ 高校入試への対応</p>	<p>(教育委員会)</p> <p>○ 就学の機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学齢簿の編製等、可能な限り弾力的に取り扱う ・必要な令和元年度使用教科書の無償給与を行う ・就学援助制度等の周知と必要な援助への配慮 ・スクールカウンセラー等による心のケア <p>○ 高校入試への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症等により本検査を受検できなかった生徒への追検査等の対応に配慮 	

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部の基本方針 (案)

令和2年2月17日

新型コロナウイルス感染症は、中国湖北省武漢市を中心に、中国本土はもとより、世界各地で感染拡大が続いており、2月13日には国内で初となる死亡者が発生し、愛知、神奈川の両隣県をはじめ、他県においても感染者が拡大している。

本県においては、感染者の発生は確認されていないが、これまで感染予防や社会・経済活動等への対策を実施してきた。

昨日、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催され、国内発生の早期の段階にあるとの認識が示されるとともに、本日、厚生労働省から相談や受診の目安が公表された。

これを受け、県では、県民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底するとともに、社会・経済活動への影響を更に低減するため、全庁を挙げて、以下の対策に取り組む。

1 新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底

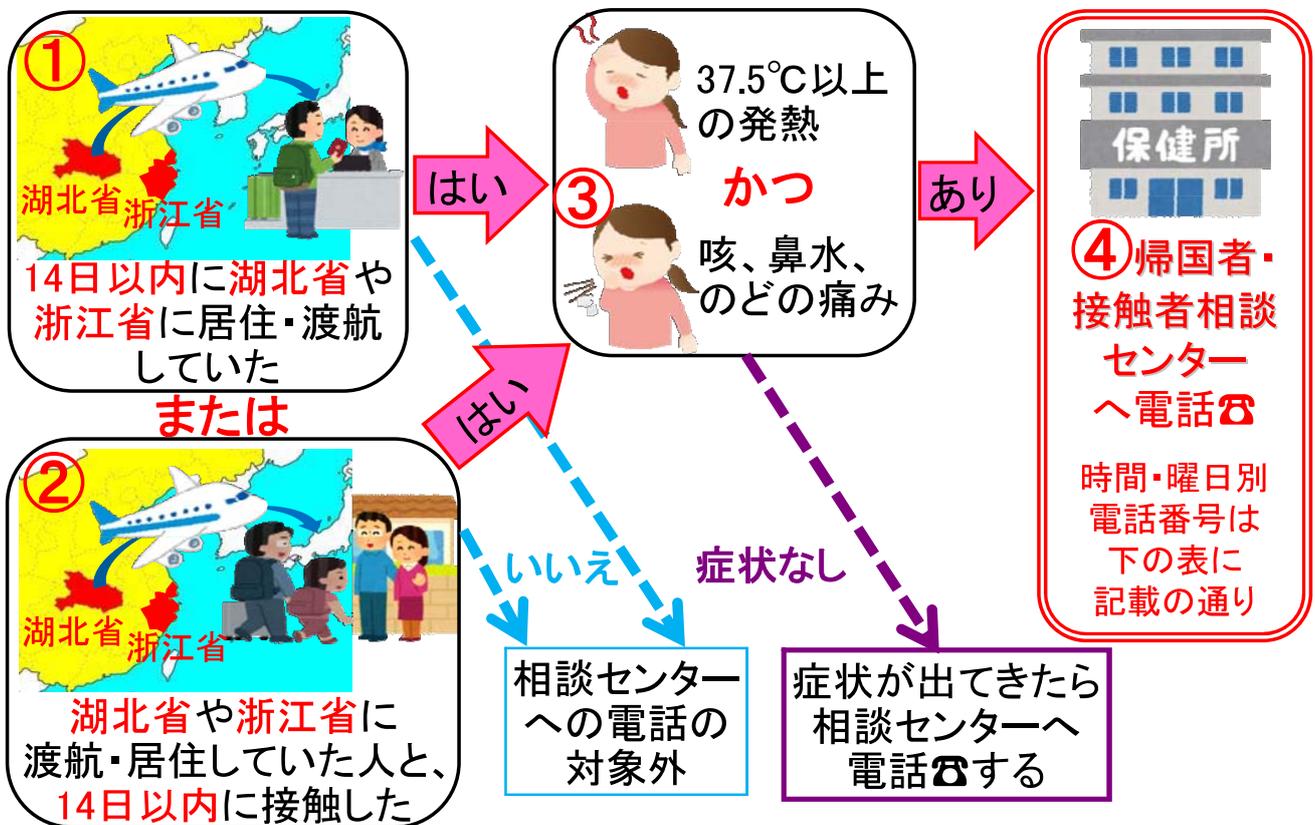
- (1) 感染予防の徹底
- (2) 検査体制の強化
- (3) 医療体制の確保
- (4) 適時・適切な情報の提供

2 県内の社会・経済活動への影響の把握と必要な対策の実施

新型コロナウイルス感染症にかかったかもしれないと思われた方からの相談を受け付ける「帰国者・接触者相談センター」を2月10日から県内9保健所に設置し電話相談を開始しました

以下の流れ図で、「帰国者・接触者相談センターへ電話☎」となった方は、朝9時～夜9時(休日可)に相談センターに電話してください

「帰国者・接触者相談センター」は、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者さんからの相談のみを受け付けます



お住いの市町	保健所	平日8:30～17:15	平日17:15～21:00 土日祝9:00～21:00
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	賀茂保健所	☎ 0558-24-2052	☎ 090-3309-6707
熱海市、伊東市	熱海保健所	☎ 0557-82-9125	
沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町	東部保健所	☎ 090-7038-4727	
御殿場市、小山町	御殿場保健所	☎ 0550-82-1224	
富士市、富士宮市	富士保健所	☎ 0545-65-2156	
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	中部保健所	☎ 054-625-7084	
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、湖西市、森町	西部保健所	☎ 0538-37-2255	
静岡市	静岡市保健所	☎ 054-249-2221	
浜松市	浜松市保健所	☎ 053-453-6118	